

(市長戦略部戦略推進課)

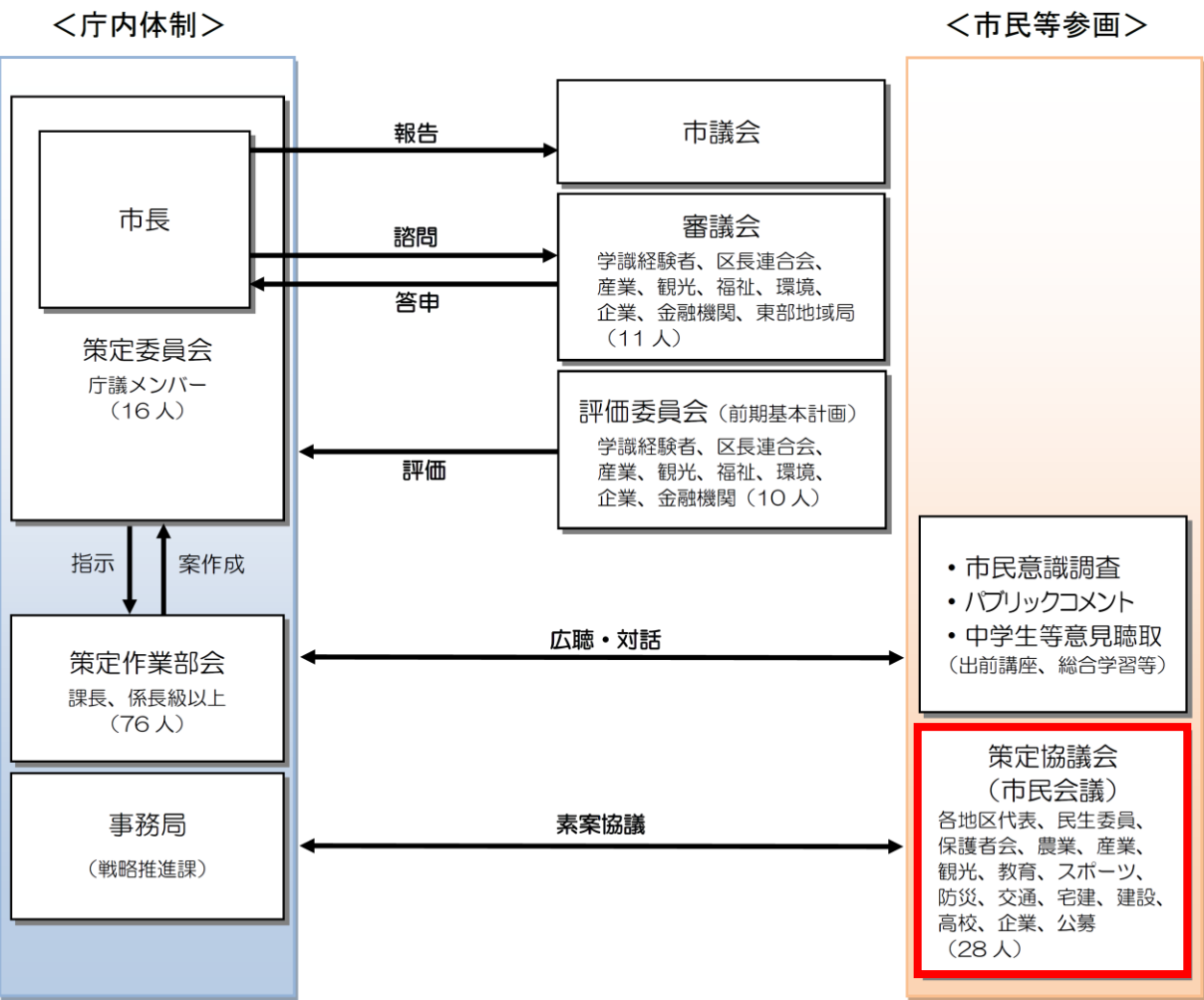
1 計画の構成・期間

構成	内容	決定機関
基本構想	市が目標とする将来像とこれを達成するための施策の大綱で構成する。	議会が 議決
基本計画	基本構想に基づき、施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を明示する。 社会経済の環境の変化等に対処できるよう、計画期間を前期、後期に分割し、各期5年とする。	市長が 決定
実施計画	基本計画で示す各施策を、より具体的な事業に落とし込んで提示する。 計画期間は1年とし、毎年、見直し、更新する。	市長が 決定

年度 計画	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
基本構想 (10年)										
基本計画 (各期5年)	前期基本計画 後期基本計画									
実施計画 (毎年)										

令和6年度～令和7年度

3 策定体制



委員会名	役割等	メンバー	人数	開催時期・回数
裾野市総合計画 審議会	総合計画について、 市長の諮問に応じて 審議する。	・関係行政機関の職員 ・公共的団体の代表者等 ・学識経験を有する者	11人	令和7年3月～ 11月頃 4回程度
裾野市総合計画 等評価委員会(前期 基本計画)	総合計画及びまち・ ひと・しごと創生総 合戦略の評価を行 う。	学識経験者 市内の有識者 ※審議会と同じメンバー とする。	10人	令和6年11月～ 2月頃 2回程度
裾野市総合計画 策定協議会(市民 会議)	総合計画の策定につ いて協議を行い、必 要に応じて資料に意 見を述べる。	・市民又は関係団体の代 表者 ・民間事業者の代表者 ※公募委員を募集する。	28人	令和6年11月～ 令和7年3月頃 4回程度